

令和5年度 第3回千早赤阪村地域公共交通協議会

日時：令和5年11月7日（火） 午前10時～

場所：くすのきホール 2階会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 題

議題1号 役員の選出について（資料1）

議題2号 金剛自動車株式会社のバス事業の廃止に伴う千早赤阪村における公共交通運行計画案について（資料2、資料3）

3. その他 千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業について（資料4）

4. 閉 会

<配布資料一覧>

- ・次第
- ・令和5年度第3回千早赤阪村地域公共交通協議会委員出席者名簿
- ・令和5年度第3回千早赤阪村地域公共交通協議会 配席図
- ・資料1 役員の選出について
- ・資料2 千早赤阪村における新たな公共交通計画案について
- ・資料3 バス停について
- ・資料4 千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業について
- ・参考資料 千早赤阪村地域公共交通協議会条例

令和5年度第3回千早赤阪村地域公共交通協議会出席者名簿

役職	氏名	所属等	備考
会長	稲山 喜与一	千早赤阪村副村長	
	柳原 崇男	近畿大学理工学部 准教授	欠席
	猪井 博登	富山大学都市デザイン学部 准教授	
	野谷 将一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長	
	北野 智洋	金剛自動車株式会社 運輸部次長	欠席
	坂部 英嗣	近鉄タクシー株式会社 南大阪総合営業所 所長	代理
	小川 和彦	大阪第一交通株式会社 営業推進室 課長	
	坂本 頼幸	南海バス労働組合 組合委員	
	安達 良夫	小吹台北自治会長	
	浦野 功	中津原地区長	
	川邊 清	千早赤阪村社会福祉協議会長	
	井関 弘明	千早赤阪村観光協会長	
	内田 雅之	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局総務企画部門 首席運輸企画専門官	
	中村 洋一	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局輸送部門 首席運輸企画専門官	
	青野 邦男	大阪府都市整備部 交通戦略室交通計画課 課長補佐	代理
	高平 一哉	大阪府富田林土木事務所 地域防災担当参事兼地域支援・企画課長	
	伊東 和正	大阪府警察本部 富田林警察署 交通課長	

役員を選出について

下記の者を千早赤阪村地域公共交通協議会副会長に選任する

千早赤阪村地域公共交通協議会副会長

猪 井 博 登 氏

2. 千早赤阪村における 新たな公共交通計画案について

主な経過（金剛自動車からの廃止通知以降）

R5. 9. 8	金剛自動車から12/20をもって路線バス事業を廃止するといった通知書が提出される。 （9/11に金剛自動車が路線バス事業の廃止を公表）
R5. 9.12	金剛バスの代替として、近鉄バス・南海バスに対し運行等協力を依頼する。
R5. 9.15	近鉄バス・南海バスから回答あり。 ⇒既存路線バス運営に支障のない範囲で、運行経費等は自治体負担のもと協力
R5.10. 1	「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」設置 <<目的>> ○金剛バス沿線地域の地域公共交通計画作成協議及びその実施に関する連絡調整 ○地域の需要に応じた住民生活に必要なバス等旅客運送の確保その他旅客の利便増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議 <<構成>> 学識経験者、近畿運輸局、大阪府交通戦略室、公安委員会、道路管理者、住民又は利用者、公共交通事業者、運転者団体、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村
R5.10. 5	第1回協議会 ○乗降客数の多い5路線（喜志循環線、阪南線、さくら坂循環線、千早線、東條線）を優先してバス会社と協議
R5.10.19	第2回協議会 ○5路線はコミバス方式により近鉄バス・南海バスを運行。あわせて補完運行を検討 その他路線は代替交通等による対応を検討。運賃は現行の金剛自動車の料金体系を維持
R5.10.26	第3回協議会 ○5路線とそれを補完する路線等の運行内容を決定（運行形態、路線または区間、使用車両、運行計画、バス停、運賃、運行事業者など）

千早赤阪村の現状と対応方針

■村内における金剛バス運行状況 R5年9月末(平日)

() の数字は村内における運行距離、運行時間、停留所数を内数で示したものの

路線	系統	運行時間帯	運行数	運行距離	運行時間	停留所数
千早線	富田林駅⇔千早ロープウェイ方面	6:05~21:37	22便	約16km (約12km)	約40分 (約27分)	22箇所 (13箇所)
	富田林駅⇔楠公誕生地	10:35~19:50	3便	約7km (約3km)	約20分 (約8分)	14箇所 (5箇所)
	富田林駅⇔水越峠 (休日のみ運行)	8:20~16:56	4便	約13km (約8km)	約31分 (約19分)	17箇所 (8箇所)
東條線	富田林駅⇔吉年	9:50~20:15	4便	約11km (約2km)	約29分 (約6分)	21箇所 (3箇所)
白木線	富田林駅⇔東水分	6:35~21:08	6便	約9km (約3km)	約23分 (約6分)	19箇所 (4箇所)
	富田林駅⇔グローバル倶楽部	7:20~17:11	2便	約9km (約2km)	約23分 (約6分)	20箇所 (5箇所)

新たな公共交通の対応方針

村民の通勤・通学の移動手段を確保することが最優先








<優先的に代替交通を検討すべき路線>

- 千早線 (千早ロープウェイ方面行)
- 白木線 (東水分行)

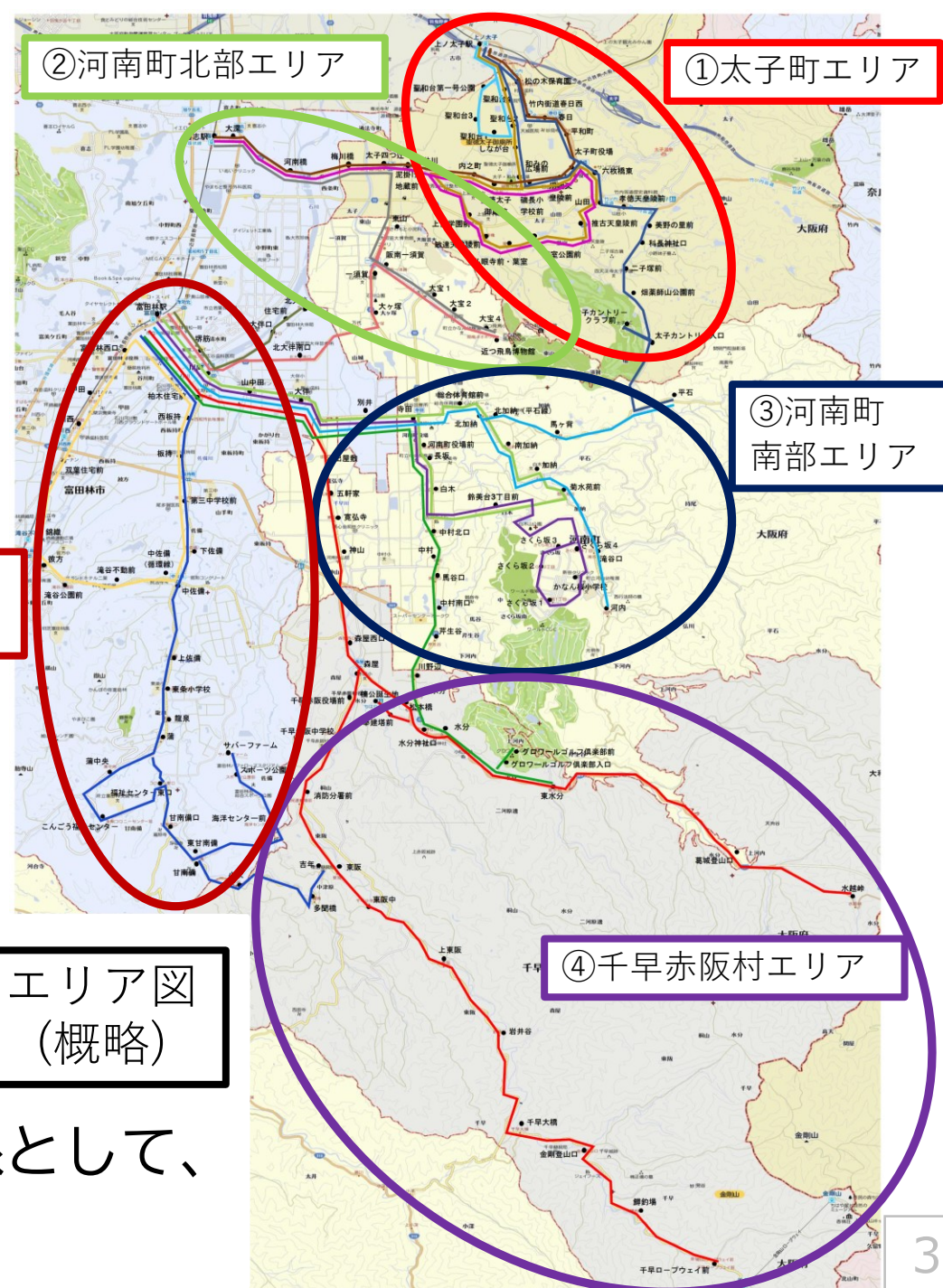
広域協議会での検討について

金剛バスの運行エリアを利用客数や地形的な観点から5つに分け、各エリアへ優先して確保する路線の運行に必要な事項について、協議決定した。

-  ①太子町エリア 喜志循環線
-  ②河南町北部エリア 阪南線
-  ③河南町南部エリア さくら坂循環線
-  ④千早赤阪村エリア 千早線
-  ⑤富田林市東南部エリア 東條線



上記5路線を優先的に代替交通を検討すべき路線として、
路線バス事業者（近鉄バス、南海バス）と協議



広域協議会での決定内容について

1. 千早線の運行について

路線又は区域	千早線（富田林駅～千早赤阪村立中学校前）
運行形態	一般乗合旅客自動車運送事業
運行態様	路線定期運行
運行計画	運行時刻：6時台～20時台 運行回数：上り12便程度、下り12便程度
使用車両	路線バス車両（11人以上）、バリアフリー対応
運賃	金剛バスの運賃を引き継ぐ
運行事業者	南海バス株式会社

2. 千早線の補完運行について

路線又は区域	千早線（富田林駅～千早赤阪村立中学校前）
運行形態	自家用有償旅客運送
運行態様	路線定期運行
運行計画	運行時刻：5時台～8時台、17時台～21時台 運行回数：上り5便程度、下り5便程度
使用車両	路線バス車両（11人以上）
運賃	金剛バスの運賃を引き継ぐ
運行事業者	千早赤阪村



広域協議会での決定内容について

白木線の代替交通の検討について

路線又は区域	白木線（富田林駅～東水分）
運行形態	自家用有償旅客運送
運行態様	路線定期運行
運行計画	運行時刻：6時台～20時台 運行回数：上り 5便程度 下り 5便程度 計 10便程度
使用車両	路線バス車両（11人以上）
運賃	金剛バスの運賃を引き継ぐ
運行事業者	河南町



東水分

千早赤阪村における新たな公共交通計画案

路線	区間	運行時間	運行数 (平日)	運行車両	運賃	運行者	運営主体
千早線	富田林駅⇔中学校	6時台～20時台	12便程度	路線バス	現行通り	南海バス	広域協議会
		5時台～8時台 17時台～21時台	5便程度	路線バス	現行通り	千早赤阪村	広域協議会
	中学校⇔ 金剛登山口	6時台～21時台	13便程度	小型車両 (20人程度)	別紙の通り	千早赤阪村	千早赤阪村
	金剛登山口⇔ 千早ロ-プウェイ	当面の間、代替交通は確保しない					
	富田林駅⇔ 楠公誕生地	当面の間、代替交通は確保しない					
	富田林駅⇔水越峠 (休日のみ運行)	当面の間、代替交通は確保しない					
白木線	富田林駅⇔東水分	6時台～20時台	5便程度	路線バス	現行通り	河南町	広域協議会
東條線	甘南備⇔吉年	当面の間、代替交通は確保しない					



本協議会で検討

千早赤阪村における代替交通の検討

路線又は区域	千早線 (千早赤阪村立中学校前～金剛登山口)
運行形態	自家用有償旅客運送
運行態様	路線定期運行
運行計画	運行時刻：6時台～21時台 運行回数：上り13便程度 下り13便程度
使用車両	小型車両（20人程度乗車）
旅客の範囲	地域住民及び観光旅客その他の当該地域を来訪する者
運賃	別紙のとおり
運行事業者	千早赤阪村

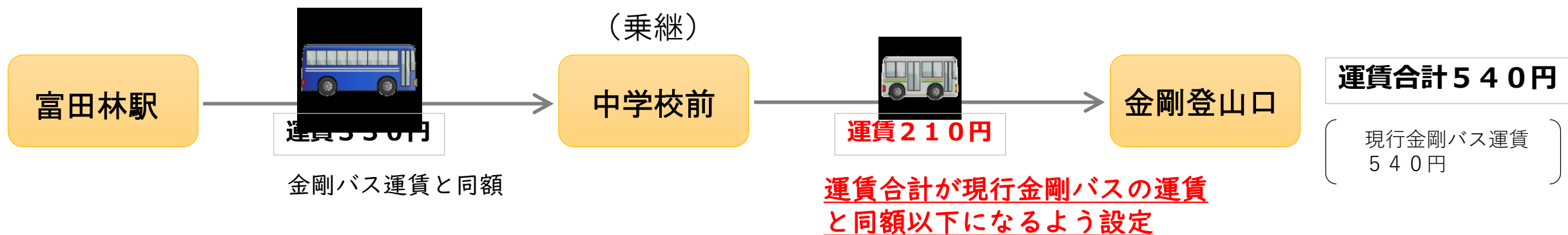


千早赤阪村における代替交通の検討

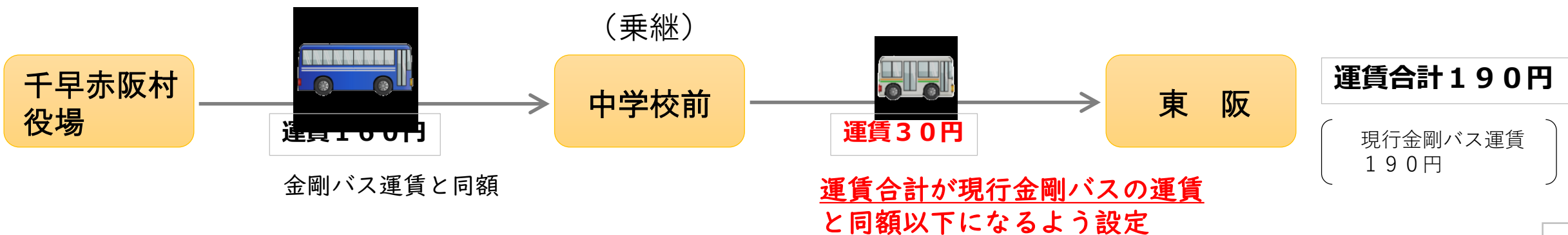
■新たな運賃(「千早赤阪村立中学校前」⇔「金剛登山口」)

千早線(富田林駅⇔金剛登山口)において、「千早赤阪村立中学校前」での乗り換えが必要となることから、現行の金剛バスの運賃以下となるように「千早赤阪村立中学校前」から「金剛登山口」までの運賃を設定

《case 1》「富田林駅」乗車 → 「中学校前」乗継 → 「金剛登山口」降車



《case 2》「千早赤阪村役場」乗車 → 「中学校前」乗継 → 「東阪」降車



千早赤阪村における代替交通の検討

■新たな運賃表

千早赤阪村 立中学校前							
30	消防分署前						
30	30	東 阪					
90	90	30	東阪中				
90	90	30	30	上東阪			
140	140	80	80	30	岩井谷		
180	180	140	140	90	30	千早大橋	
210	210	180	180	140	90	30	金剛登山口

3. バス停について

バス停について

基本的に金剛バスで使用していたバス停位置とする。
ただし、交通安全上支障があるバス停については、
移設を行う。

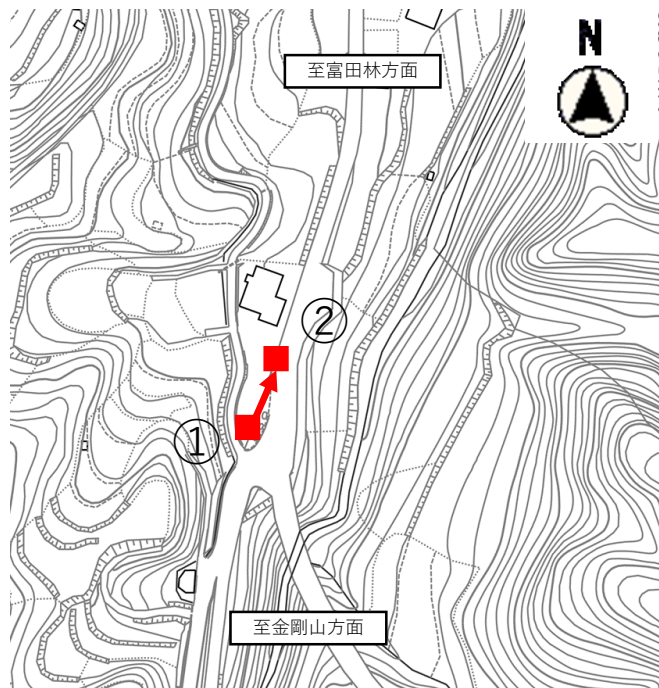
移設が必要なバス停

	バス停名	方面
①	消防分署前	富田林方面
②	消防分署前	金剛山方面
③	東阪	富田林方面
④	東阪	金剛山方面
⑤	岩井谷	金剛山方面



①消防分署前 富田林方面

位置図



①



②

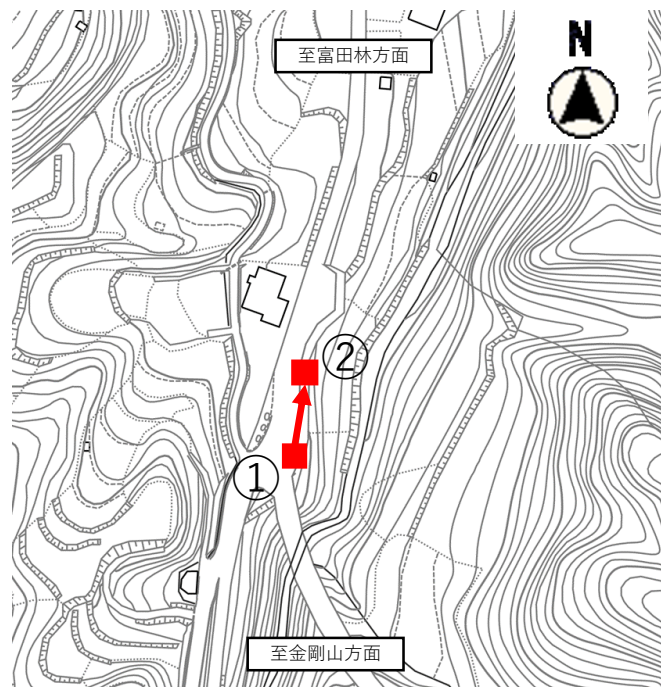
新バス停候補



北（富田林方面）へ約30m移動

②消防分署前 金剛山方面

位置図



①



北（富田林方面）へ約30m移動

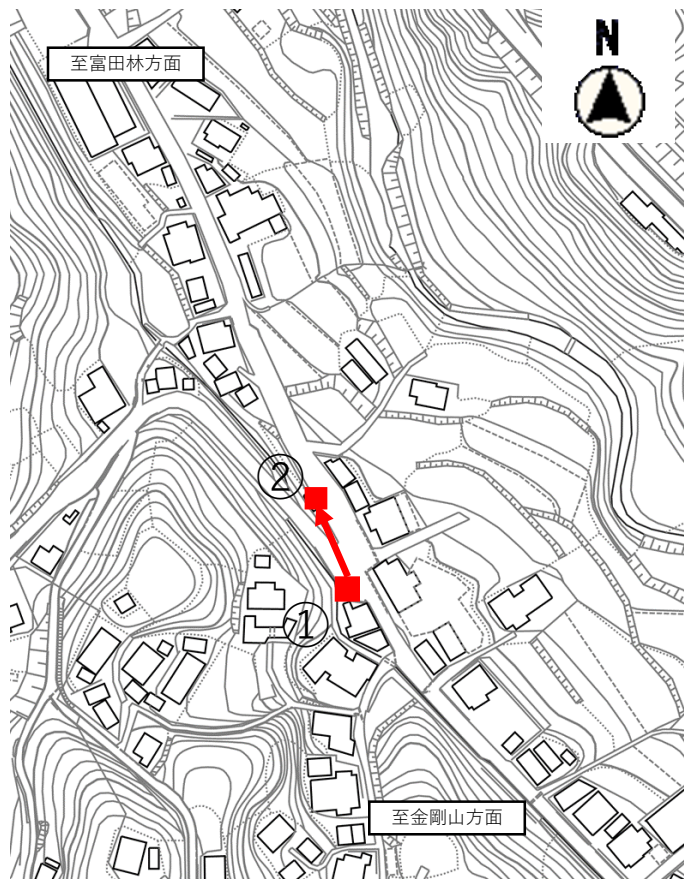
②

新バス停候補



③東阪 富田林方面

位置図



①



②

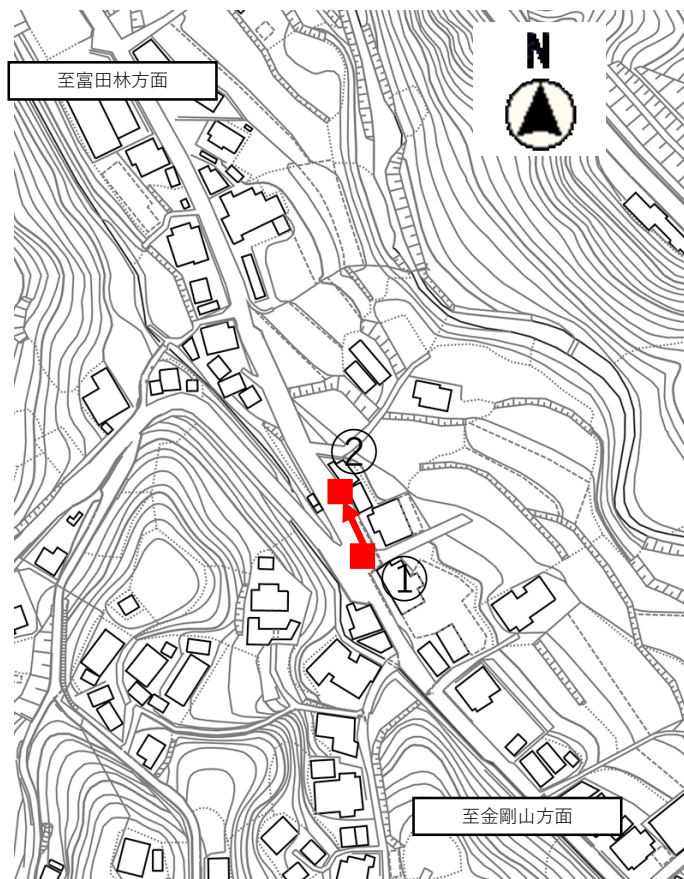
新バス停候補



北（富田林方面）へ約30m移動

④東阪 金剛山方面

位置図



①



②

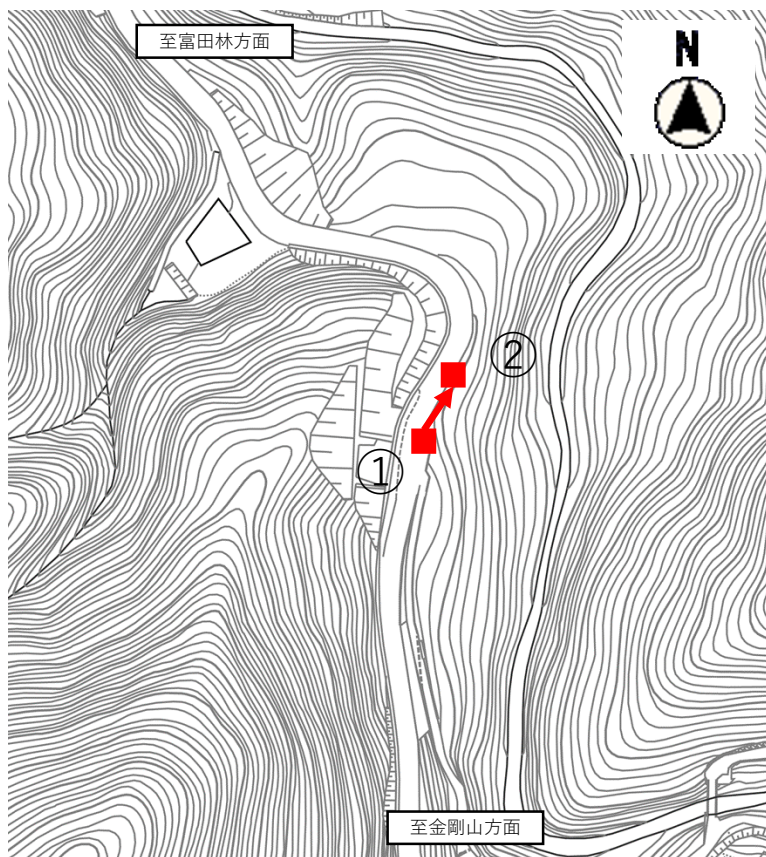
新バス停候補



北（富田林方面）へ約30m移動

⑤岩井谷 金剛山方面

位置図



①



北（富田林方面）へ約4m移動

②

新バス停候補



千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業について

(目的)

外出するための移動手段の確保が困難な者の地域公共交通利用に要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便性と住民福祉の向上を確保する

(助成内容)

1枚 500円分 の利用助成券を年間24枚 (12,000円分) 交付

(対象者)

千早赤阪村内に住民登録がある方で、次の①～④に該当する方

- ① 75歳以上の方 (令和5年3月31日までに誕生日を迎える方)
- ② 身体障害手帳者1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 妊産婦又は満2歳以下のお子さんがある女子
- ④ 運転経歴証明書の交付を受けた方

(利用できる事業者)

○金剛自動車株式会社 ○南海バス株式会社 ○近鉄タクシー株式会社 ○大阪第一交通株式会社



- ・ 金剛自動車株式会社のバス事業廃止に伴い、事業者の見直し
- ・ 今後、村が運行する路線での適用について検討予定

○千早赤阪村地域公共交通協議会条例

平成26年3月31日条例第4号

改正

平成30年1月12日条例第2号

令和5年3月30日条例第7号

千早赤阪村地域公共交通協議会条例

(目的)

第1条 千早赤阪村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地千早赤阪村役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 千早赤阪村

- (2) 学識経験者
- (3) 公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体
- (4) 住民、公共交通利用者
- (5) 商工事業者及び関係団体
- (6) 近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会
- (7) 前各号に掲げる者のほか村長が必要と認める者

3 千早赤阪村は、協議会を主宰する。

4 委員は、第2項各号の区分に応じ、村長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員のうち行政機関等の職員については、前項の規定にかかわらず、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長)

第6条 会長は、第4条第2項第1号委員とする。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(報酬)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の額は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例（昭和35年千早

赤阪村条例第2号)の定めるところによる。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 前五項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意見の聴取等)

第11条 協議会は、委員のほか、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第12条 委員は、協議会で協議が整った事項について、その結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営そのほか必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、千早赤阪村地域公共交通担当課内に事務局を置く。

2 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほかの事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納そのほか財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月12日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。